

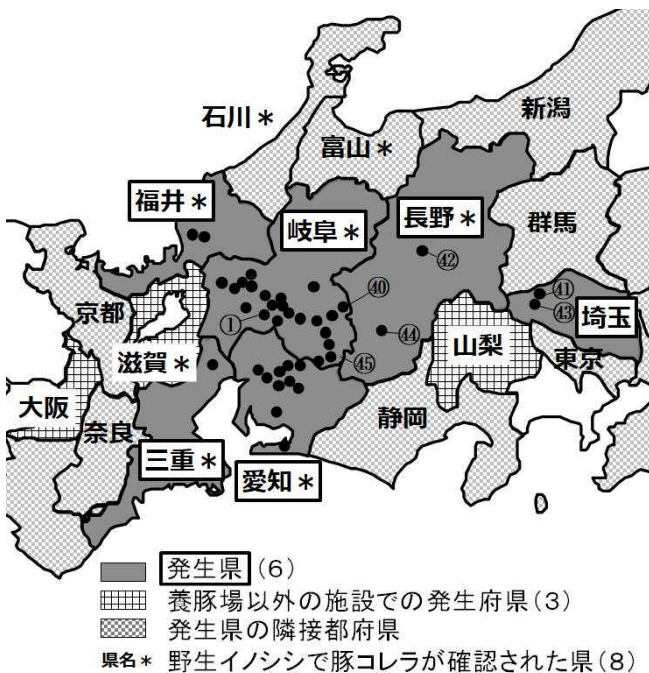
豚コレラ発生への対応について

畜産振興課

昨年9月、岐阜県において、国内で26年ぶりとなる豚コレラが発生して以来、感染が広がっており、9月13日には埼玉県で発生するなど関東圏まで拡大し、本県への侵入リスクが一段と高まったことから、ウイルスの侵入防止対策を強化する。

1 発生状況

- 現在、9府県、45件83農場等で発生、144千頭が殺処分されている。



(9月24日現在)

	県名	初発年月日	発生件数	発生施設数	殺処分頭数
1	岐阜県	H30.9.9	22	26	69,902
2	愛知県	H31.2.6	16	45	62,560
3	滋賀県※	〃	-	1	699
4	大阪府※	〃	-	1	737
5	三重県	R1.7.24	1	1	4,189
6	福井県	R1.7.29	2	2	985
7	山梨県※	R1.9.12	-	1	4
8	埼玉県	R1.9.13	2	2	1,871
9	長野県	R1.9.14	2	4	2,973
合計			45	83	143,920

※ と畜場等養豚場以外の施設での発生府県

2 これまでの対策

(1) 国の対応

- 国内へ携帯品として肉製品を不法に持ち込む旅行者への罰則強化。
- 空港等における検疫探知犬の増頭。(7空港・1国際郵便局、35頭→53頭)
- 岐阜県、愛知県等で野生イノシシに対する経口ワクチンの野外散布。

(2) 県の対応

- 県内養豚場に対し、他県で発生の都度、注意喚起するとともに、飼養衛生管理基準の遵守について指導。
- 県内2空港において、乗客の靴底消毒の実施。
- 死亡した野生イノシシの豚コレラ感染を調査。(検査頭数：2頭陰性)
- 公園等の管理者に対し、ごみの放置禁止やごみ置き場等への野生動物の侵入防止を要請。

3 今後の対策

国では、地域限定で豚へのワクチン接種を行う方針を固めたが、その具体的な内容を見極めつつ、当面、県として、以下の事項について重点的に取り組む。

(1) 飼養衛生管理基準の徹底

- ・ 全ての人・車両等を介したウイルスの侵入を防止するための消毒の徹底。
- ・ 毎日の飼養豚の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報。
- ・ 野生動物との接触防止。(防護柵の設置、周辺の除草、畜舎の点検・補修等)
- ・ 肉製品を含む可能性のある食品残さの適正使用。(加熱処理)

(2) 緊急一斉消毒の実施

- ・ 県全体の防疫レベルを上げるため、全ての養豚場やと畜場等に対し、消毒薬を無償配布し、適切な消毒方法の指導と併せ、緊急一斉消毒を実施。

配布先	消石灰	消毒薬	備考
農場 (86カ所)	2,336袋	292個	【消石灰】 敷地入口(飼料・家畜運搬車)、 畜舎周囲の消毒用
と畜場 (2カ所)	80袋	10個	
家畜保冷施設 (7カ所)	140袋	21個	【消毒薬(ビルコン)】 豚舎入口の踏込消毒槽、 豚舎内消毒用
家畜保健衛生所 (3カ所)	154袋	60個	
合計	2,710袋	383個	

※ 大規模養豚場等では、独自に消毒ゲートや動力噴霧機等による消毒を実施。

(3) 防護柵の設置への支援

- ・ 野生イノシシの侵入防止を図るため、国の事業(補助率1/2以内)を活用し、養豚場周囲へ防護柵の設置を推進。(38農場で予定)

(4) 防疫演習の実施

- ・ 県内で豚コレラが発生した場合を想定し、本庁・地域振興局で机上演習等を実施。

【秋田県と豚コレラ発生県との関連】

○本県が種豚を導入している県(9県)

[茨城、千葉、新潟、富山、静岡など]

●本県が肉豚や種豚を出荷している都県(22都県)

[茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、新潟、富山、愛知など]

